

広島県告示第二十二号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和六年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	撤回年月日
医療法人紫苑会 藤井病院	広島県福山市鞆町鞆三三番地	令和五年一月三〇日